九州厚生局の主な業務③

年　　金

年金制度の円滑な運営

［TOPICS］わが国の公的年金制度の特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
・企業年金・国民年金基金に対する指導・監督　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
・市町村が実施する国民年金事務等に関する交付金の審査　・・・・・・・・・・・・・・28
・学生納付特例事務法人の指定・監督　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
・日本年金機構が行う業務の認可　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

年金記録の訂正を求める方のために

・国が管理する年金記録の訂正請求への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

被保険者など（審査請求人）の権利・利益の救済

・年金・保険給付などの処分決定に関する不服申立てへの対応　・・・・・・・・・・32

［TOPICS］わが国の公的年金制度の特徴

日本の公的年金制度は「国民皆年金」という特徴をもっており、①20歳以上の全ての人が共通して加入する国民年金（基礎年金）、②会社員や公務員が加入する厚生年金による、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になっています。

また、③公的年金とは別に保険料を納めて公的年金に上乗せして給付を行う企業年金などは、いわば「3階部分」として、国民の自主的な努力によって高齢期の所得保障を充実させる役割を果たしています。

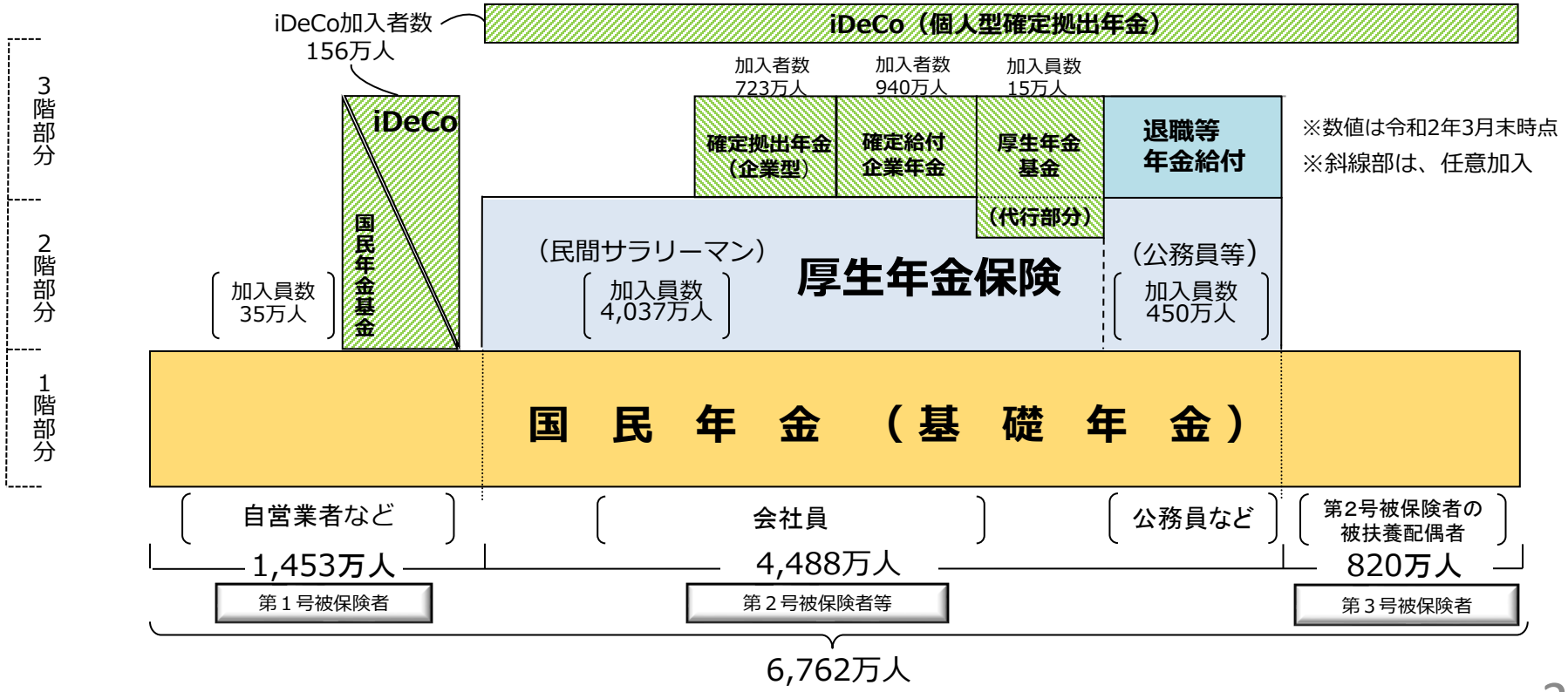

企業年金に対する指導・監督

保険年金課

公的年金に上乗せして給付を保障する制度として、企業などが年金資金を管理・運用して給付する企業年金や、自営業者の方など国民年金第1号被保険者が任意に加入する国民年金基金などがあり、高齢期の生活をより豊かに送るための制度として重要な役割を果たしています。

九州厚生局では、企業年金（確定給付企業年金・確定拠出年金(企業型)・厚生年金基金）に対する事業運営に関する指導・監督などを行っています。

用語説明

確定給付企業年金とは 事業主が従業員と給付の内容をあらかじめ約束し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができる制度。	**確定拠出年金(企業型)とは** 事業主または事業主と従業員が拠出した掛金を、従業員が自らの責任において運用を行い、高齢期において従業員がその結果に基づいた給付を受けることができる制度。
厚生年金基金とは 企業などが基金を設立して、厚生年金の老齢厚生年金の一部(代行部分)を支給するとともに、基金独自の給付を上乗せ支給する制度。	

市町村が実施する国民年金事務等に関する交付金の審査

年金調整課

市町村は住民の窓口として国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務を行っています。

その事務に必要な費用については、「国民年金等事務取扱交付金」及び「年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金」として国から市町村へ交付されています。

九州厚生局では、市町村から提出される交付金に関する申請書・報告書の審査、市町村の担当者向けの説明会などを行っています。

（参考）交付金交付実績（2020年度）

	国民年金等事務取扱交付金		年金生活者支援給金支給業務市町村事務取扱交付金	
	市町村数	交付決定額（円）	市町村数	交付決定額（円）
福岡県	60	1,238,109,255	59	22,533,052
佐賀県	20	201,185,414	20	5,777,514
長崎県	21	307,747,444	21	3,839,427
熊本県	45	444,865,199	45	14,359,349
大分県	18	247,182,486	18	5,608,876
宮崎県	26	269,917,864	26	8,027,056
鹿児島県	43	422,487,709	43	10,661,725
沖縄県	41	485,207,895	40	14,196,534
計	274	3,616,703,266	272	85,003,533

【国民年金事務説明会の様子】

学生納付特例事務法人の指定・監督

年金調整課

学生納付特例制度を利用するためには、学生は居住地域の市町村役場の国民年金窓口で手続きを行う必要があります。

より手続きをしやすくする観点から、大学などの教育施設が学生納付特例事務法人の指定を受けることで、学生はその大学などで学生納付特例の手続きを行うことができるようになります。

九州厚生局では、学生納付特例事務法人の指定・監督などを行っています。

用語説明

学生納付特例とは

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。20歳以上の学生も保険料を納付する義務がありますが、本来無収入である学生について、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

日本年金機構が行う業務の認可

年金指導課

年金指導課では、日本年金機構による公権力の行使を伴う委任事務（滞納保険料の差押などの滞納処分や事業所への立入検査など）の実施に関する認可などを行っています。

【認可等の業務の流れ】

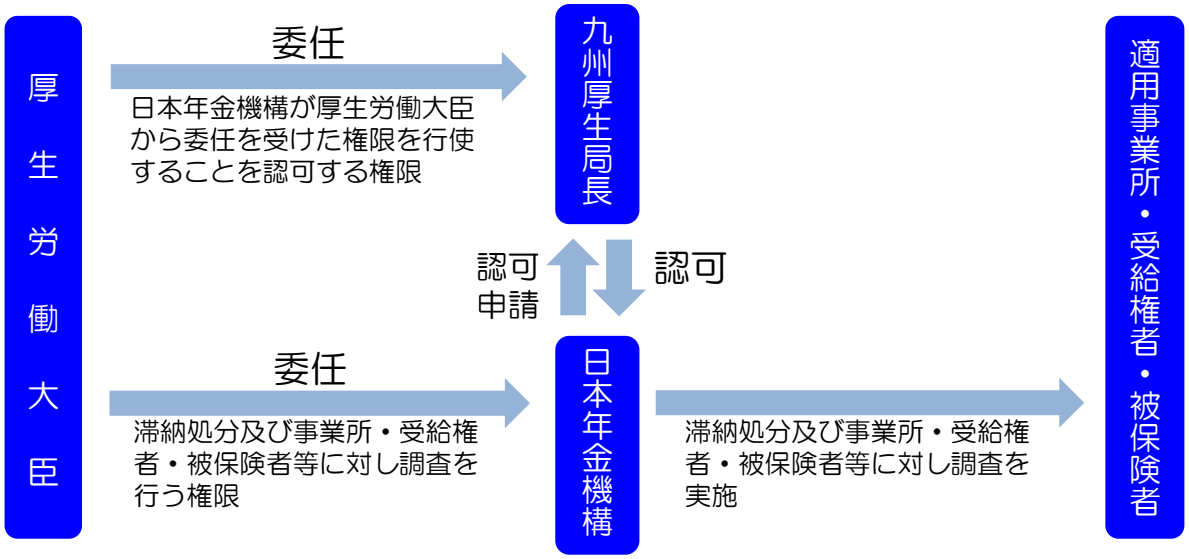

国が管理する年金記録の訂正請求への対応

年金審査課

厚生年金保険や国民年金に加入していた期間や保険料の納付状況など年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

年金記録が事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正請求をすることができます。（請求窓口は年金事務所）

九州厚生局では、訂正請求に基づき、関係する法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行い、訂正または不訂正の決定を行っています。なお、決定にあたっては、九州地方年金記録訂正審議会の意見を聴くことと定められています。

用語説明

九州地方年金記録訂正審議会とは

公平・公正な判断が行われるよう、中立的な立場で審議し、意見を述べるために設置された、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者による会議。

【訂正請求の対象となる例】

- A社で働いた期間、厚生年金保険の記録がない。
- B社で働いた期間、厚生年金保険に加入した日が就職日より後になっている。
- C社で働いた期間、厚生年金保険の資格を喪失した日が退職日より前になっている。
- D社で働いた期間、標準報酬月額が相違している。
- E社から支払われた賞与のうち、○年○月○日支払い分の記録がない。
- ○年○月から△年△月までの期間、国民年金保険料を納付したはずなのに「未納」となっている。

年金・保険給付などの処分決定に関する不服申立てへの対応

社会保険審査官

保険者（厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会など）が行った年金・保険給付などの処分決定に不服がある場合に、通常の裁判制度によらず、簡易迅速な手続きにより不服申立て（審査請求）ができるという社会保険審査制度が設けられています。

九州厚生局には、厚生年金・国民年金や健康保険などの加入資格や年金・保険給付の処分決定に関する不服申立てへの対応を担当する社会保険審査官が配置されています。
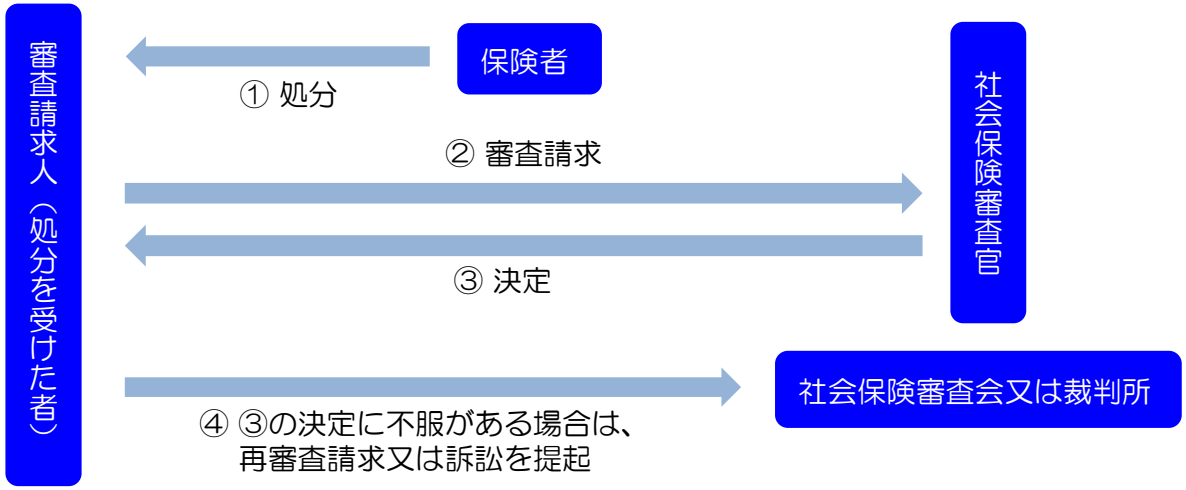
【審査請求の流れ】